

国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの国外財産調書又は財産債務調書に係る加算税の軽減・加重措置の基礎となる税額は、この計算書の27欄の太枠内に記載しています。

年分		氏名 _____ 戚 _____								
		A	B	C 5%軽減措置 対象部分の額	D 5%軽減措置 の対象となら ない部分の額	E 5%加重措置 対象部分の額	F 5%軽減措置 及び5%加重 措置の対象とな らない部分の額	G 10%加重措置 対象部分の額	H 5%軽減措置、 5%加重措置及 び10%加重措置 の対象となら ない部分の額	
					(B - C)		(B - C - E)		(B - C - E - G)	
所得金額	1	円	円		円	円	円	円	円	
	2									
	3									
所得金額から差し引かれる金額	4									
課税される所得金額	5									
	6									
	7									
算出税額	8									
5欄に対する税額	8									
6欄に対する税額	9									
7欄に対する税額	10									
計	11									
所得税額から差し引かれる金額	12				円		円		円	
差引所得税額(11欄-12欄) (引ききれないときは0)	13									
災害減免額	14				円		円		円	
再差引所得税額 (基準所得税額) (13欄-14欄)	15									
復興特別所得税額 (15欄×2.1%)	16									
所得税及び復興特別 所得税の額(15欄+16欄)	17									
外国税額控除等	18				円		円		円	
源泉徴収税額	19									
申告納税額 (17欄-18欄-19欄)	20									
予定納税額	21				円		円		円	
確定納税額	納付すべき税額	22								
	還付金相当額	23								
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	24								
	減少する所得税額 に係る還付加算金	25								
増差税額 (B、D、F、Hは Aとの増差税額)	26				(B - D) 円		(D - F) 円		(F - H) 円	
加算税の基礎となる税額	27				(5%軽減措置 1万円未満の 端数切捨て		(5%加重措置 1万円未満の 端数切捨て		(10%加重措置 1万円未満の 端数切捨て	

付表の八の五

電子通知